

新入生・在学生の皆さんへ

令和 2 年 4 月 10 日
公立大学法人島根県立大学
新型コロナウイルス対策本部長

【重要なお知らせ】 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を踏まえ、4月7日、政府より改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出されました。

島根県は、緊急事態宣言の対象地域となっていませんが、昨日、県内松江市で初の感染者が判明しました。

こうした状況を踏まえ、学生の皆さんの感染防止を最優先に、当面ご協力いただきたい事項をお知らせしますので、状況を十分に理解し、分別をもった行動をお願いします。

記

- 緊急事態宣言の対象地域となった7都府県（東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡）へは、不要不急の帰省や旅行など、県をまたいだ移動を極力避けてください。
また、県内（松江市）発生に伴い、当面は県内においても緊急事態宣言地域と同様に行動への留意が必要と考えられますので、自覚と責任をもって対応してください。
- 今回のウイルスの特徴に、若い人は感染しても症状が出ない場合が多く、気づかないうちに他の人に感染させる可能性があることです。これまでのデータから「3密」（密閉空間、密集した場所、密接した会話）が重なるとクラスターという感染集団ができ、容易に感染が広がることが分かっています。感染拡大を防止するため、この「3密」を避けるようお願いします。
- カラオケ、ライブハウス、飲食店などで不特定多数の人と接することや、接客（居酒屋など）のアルバイトなどは極力自粛してください。
- 引き続き、手洗い、咳エチケットを励行するほか、風邪症状があれば外出を控え、やむを得ず外出する場合はマスクを着用してください。

今後も、保健管理センター、学生生活委員会、ゼミ担当教員、フレッシュマン・スキルセミナー(FSS)担当教員から、適宜、メール配信、HP アップがされますので、確認するようにしてください。

また、学部長からの授業の延期等のお知らせについても同様です。

なお、体調管理に十分に務めるとともに、体調に異変を感じた場合は、速やかに相談してください。

（相談先）学生生活委員会、学生支援課、ゼミ担当教員、FSS 担当教員